

議題 広島空港行き乗合タクシー及び仁賀乗合タクシーの運行に係る併用車両の増車について

1 趣旨

乗合タクシー運行事業者において、特別大型車両を1台増車することとしている。増車した車両を効率的に運用するため、現在運行している広島空港行き乗合タクシー、仁賀乗合タクシー及び通常のタクシー業務で併用する。なお、乗合タクシーの運行内容に変更はない。また、従前車両と同様に移動円滑化基準の適用除外認定申請を行う。

2 変更内容

- 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数
- これらのうち乗車定員11人未満の事業用自動車の数

(新)

営業所名	路線定期運行			路線不定期運行	区域運行	合計
	常用車	予備車	小計	事業用自動車数		
本社営業所	2 (2)	2 (2)	4 (4)	3 (3)	()	5 (5)

() は乗車定員11人未満の事業用自動車の数を内数として記載

※全て乗用併用、路線定期運行の常用車及び予備車と路線不定期運行の車両が各1台併用

(旧)

営業所名	路線定期運行			路線不定期運行	区域運行	合計
	常用車	予備車	小計	事業用自動車数		
本社営業所	1 (1)	2 (2)	3 (3)	2 (2)	()	4 (4)

() は乗車定員11人未満の事業用自動車の数を内数として記載

※全て乗用併用、路線定期運行の予備車と路線不定期運行の車両が1台併用

3 その他

- 移動円滑化基準（バリアフリー化基準）とは
旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して定められた基準（車いすスペースの確保、低床車両、通路80cm、スロープ板など）

4 根拠規定

- 一般旅客自動車運送事業における事業用自動車の併用等について
(平成18年9月27日付、国自総台322号、国自旅第182号、国自技第149号、国自整第94号)(平成24年11月30日一部改正) 1 (2) ①
- 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号) 第一条第十二項、第三十六条～第四十三条